

奈良県選挙管理委員会告示第五十三号

選挙関係事務執行規程（昭和四十四年十一月奈良県選挙管理委員会告示第三十号）の一部を次のように改正する。

令和七年七月九日

奈良県選挙管理委員会

委員長 福井英之

別記第十一号様式の三の二中「7円73銭」を「8円38銭」に、「386,500円」を「419,000円」に、「5円18銭」を「5円62銭」に改める。

別記第十一号様式の四中「541円31銭」を「586円88銭」に、「28円35銭」を「30円73銭」に、「586,905円」を「609,690円」に改める。

別記第十一号様式の五のその一の二（ビラの作成）の（別紙）中「7円73銭」を「8円38銭」に、「386,500円」を「419,000円」に、「5円18銭」を「5円62銭」に改め、同様のその二（ポスターの作成）の（別紙）中「541円31銭」を「586円88銭」に、「28円35銭」を「30円73銭」に、「586,905円」を「609,690円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規程は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規程による改正後の選挙関係事務執行規程の規定は、この規程の施行の日（以下「施行日」という。）以後その期日を告示される選挙について適用し、施行日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。